

I 食物アレルギー対応の原則

I

施設において食物アレルギーのある子供を預かるためには、あらかじめ施設管理者をはじめ職員全員が食物アレルギー対応の原則を十分理解することが重要です。

【保育所におけるアレルギー対応の基本原則】

- 全職員を含めた関係者の共通理解の下で、組織的に対応する
 - ・ アレルギー対応検討委員会等を設け、組織的に対応
 - ・ アレルギー疾患対応のマニュアルの作成と、これに基づいた役割分担
 - ・ 記録に基づく取組の充実や緊急時・災害時等様々な状況を想定した対策
- 医師の診断指示に基づき、保護者と連携し、適切に対応する
 - ・ 生活管理指導表に基づく対応が必須
 - ※「生活管理指導表」は、保育所におけるアレルギー対応に関する、子どもを中心に据えた、医師と保護者、保育所の重要なコミュニケーションツール
- 地域の専門的な支援、関係機関との連携の下で対応の充実を図る
 - ・ 自治体支援の下、地域のアレルギー専門医や医療機関、消防機関等との連携
- 食物アレルギー対応においては、安全・安心の確保を優先する
 - ・ 完全除去食対応（提供するか、しないか）
 - ・ 家庭で食べたことのない食物は、基本的に保育所では提供しない

(厚生労働省 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインより引用)

